



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤 幸二

鳥取労働局行政運営方針について

【鳥取労働局行政運営の基本方針】

鳥取労働局は、国の総合労働行政機関として、地域や県民からの期待に真に応えるため、労働基準行政、職業安定行政、人材開発行政、雇用環境・均等行政の連携を一層密にし、働き方改革の推進をはじめとする各種施策

の計画的、効果的な運営を行います。

このために鳥取労働局では、毎年度「行政運営方針」を策定しており、平成30年度は以下の項目を最重点課題として、行政運営を行うこととしています。

【平成30年度の最重点施策】

- 1 働き方改革実現のための労働環境の整備と労働生産性向上のための支援
 - 労働者の待遇改善、多様な働き方の推進に向けた支援
 - 業務改善を通じた労働生産性向上に向けた取組の支援
 - 労働時間に関する法制度の周知と長時間労働の削減に向けた相談・支援の実施
 - 女性の活躍推進
- 2 労働市場の的確な状況把握と分析に基づいたハローワーク運営の推進
 - ハローワークにおけるマッチング機能の最大化に向けた取組の充実
 - ハローワークにおける求人充足の強化
 - ハローワークにおける正社員求人確保の強化と求職者に対する正社員就職の促進

- 潜在的な労働者の活躍を主眼とした求職者開拓の推進
 - 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の促進と雇用関係助成金の活用を中心とした求人事業者に対する人材定着の促進
 - 県内の高校・大学等卒業者を対象とする県内就職誘導の推進
- 3 労働者が安心、安全で健康に働くことができる職場づくり
 - 長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止
 - 第13次労働災害防止推進計画を踏まえた労働災害の防止
 - 治療と仕事の両立支援
 - メンタルヘルス対策の推進

平成30年度全国安全週間の実施について

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で91回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成29年の労働災害につい

ては、死亡災害が3年ぶり、休業4日以上死傷災害が2年連続で、前年を上回る見込みである。

また、第13次労働災害防止計画が平成30年度を初年度として新たに展開されることを踏まえ、働く方一人一人がかけがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要である。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成30年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理
惜しまぬ努力で築くゼロ災**

2 期間

平成30年7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成30年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

(次頁につづく)

(前頁のにつづき)

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの普及促進

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS(安全データシート)等により把握し

た危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
- ア 建設業における労働災害防止対策
- (ア) 一般的事項
 - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
 - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (イ) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 製造業における労働災害防止対策
- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - (イ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - (ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- ウ 林業の労働災害防止対策
- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
 - (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - (エ) トラックの逸走防止措置の実施
 - (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
- オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
 - (ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
 - (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、

(次頁につづく)

(前頁のにつづき)

安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策(STOP! 転倒災害プロジェクト)

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

イ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働

災害防止対策

- (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
 - (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - (ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
 - (エ) 高齢労働者に配慮した職場改善の実施
- エ 熱中症予防対策(STOP! 熱中症クールワークキャンペーン)
- (ア) WBGT値(暑さ指数)による適正な作業環境管理、作業管理の実施
 - (イ) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適應する期間)の設定
 - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を踏まえた健康管理
 - (オ) 熱中症予防に関する教育の実施

労働保険年度更新は早めの手続きを!!

労働保険の年度更新手続きの時期となりました。

平成30年度の労働保険年度更新は、6月1日(金)から7月10日(火)までの間に「平成29年度の確定保険料」及び「平成30年度の概算保険料」並びに「石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金」の中告・納付手続きが必要となりますので、中告・納付手続きをお願いします。

労働保険年度更新申告書等の関係書類は、5月末に厚生労働省から各事業主あてに発送します。

申告書は、期間中、県内各所に設ける集合受付会場、最寄りの金融機関・郵便局・鳥取労働局等で受け付けます。

◎インターネットを利用した電子申請・電子納付の利用も可能です。待ち時間を気にせず手続きできますので、ご利用ください。詳しくは、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(<http://www.e-gov.go.jp/>)をご覧ください。

◎労働保険年度更新に関するお問い合わせは、コールセンターをご利用ください。

開設期間は、5月31日(木)から7月12日(木)です。

受付時間：平日9時～17時

電話番号：0120-700-244(フリーダイヤル)

◎平成30年4月1日より、一部業種に対して労災保険率が改定されました。

◎申告書の作成や納付の方法等については、「労働保険年度更新 申告書の書き方」をご参照ください。

特に、一括有期事業の申告にあたっては、請負金額により賃金総額を算定する場合、工事の開始時期により消費税の取り扱い及び消費税率等に係る暫定措置の適用の有無にご留意ください。

◎法人の行う事業については法人番号の記入が必要となりますので、申告書の法人番号欄が空欄の場合は法人番号の記入をお願いします。(法人の行う事業に限ります。)

◎集合受付会場においては、事故防止のため保険料納付の取り扱いは行っておりませんので、金融機関での保険料納付をお願いいたします。

詳しくは、鳥取労働局総務部労働保険徴収室

(☎0857-29-1702)までお問い合わせください。

平成30年度 年度更新集合受付 開催日程

地区	月日	時間	会場
東 部	6月11日(月)	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月12日(火)	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月13日(水)	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
	6月19日(火)	10:00～16:00	とりぎん文化会館 (第2会議室)
	6月26日(火)	10:00～16:00	とりぎん文化会館 (第2会議室)
	7月3日(火)	10:00～16:00	とりぎん文化会館 (第2会議室)
	7月10日(火)	9:00～17:00	鳥取労働局 (4階会議室)
中 部	6月15日(金)	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階会議室)
	6月20日(水)	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階会議室)
	6月27日(水)	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階会議室)
	7月10日(火)	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎 (4階会議室)
西 部	6月21日(木)	10:00～16:45	米子食品会館 (大ホール)
	6月22日(金)	9:30～16:00	境港商工会議所 (展示室)
	6月25日(月)	10:00～16:00	米子食品会館 (大ホール)
	6月28日(木)	10:00～16:00	米子食品会館 (大ホール)
	6月29日(金)	11:00～15:00	日野町山村開発センター (小会議室)
	7月4日(水)	10:00～16:00	米子食品会館 (大ホール)
	7月10日(火)	10:00～16:00	米子食品会館 (新館2階会議室)

○ 労働保険事務組合に労働保険関係事務を委託している事業主の場合は、労働保険事務組合を通じて申告・納付を行います。

「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施について 平成30年 5月～9月

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成21年以降、「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成29年においては「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を初めて実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

平成29年の全国の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡者数は7月に10人、8月に6人で、平成28年の発生状況（確定値）と比較して計4人増加する結果となりました。死亡災害の発生状況を見ると、WBGT値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られます。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図る必要があります。

つきましては、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場におかれましては、その周知を図っていただきますとともに、下記「キャンペーン期間中に実施すべき事項」について確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

【キャンペーン期間中に実施すべき事項】

ア WBGT値（暑さ指数）の把握

日本工業規格に適合したWBGT値（暑さ指数）測定器を使用し、WBGT値（暑さ指数）を随時把握する。

イ WBGT値（暑さ指数）の評価

WBGT値（暑さ指数）が身体作業強度等に応じたWBGT値（暑さ指数）の基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、WBGT値（暑さ指数）の低減をはじめとした以下ウ～オの対策を徹底する。

ウ 作業環境管理

(ア) WBGT値（暑さ指数）の低減等

WBGT値（暑さ指数）がイの基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討するとともに、WBGT値（暑さ指数）の低減対策を行う。

(イ) 休憩場所の整備等

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討のうえ設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えることができるよう飲料水、スポーツドリンク等の備付け等を行う。

エ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

夏期の暑熱環境下においては、作業を中止すること、休憩時間を一定時間ごとに十分に確保すること、熱への順化期間を設けること等をあらかじめ見積もった作業計画を事前に検討し、策定する。作業計画に基づき、WBGT基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ◆ 単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する。
- ◆ 作業中は心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。

(イ) 熱への順化

熱への順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

(ウ) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行うとともに、水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

(エ) 服装等

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備する。これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も検討する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備し、着用する。

オ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

(イ) 日常の健康管理等

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行うとともに、必要に応じ作業の配置換え等を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

(ウ) 労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認する。作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

カ 労働衛生教育

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育用教材としては、厚生労働省ホームページに公表されている「職場における熱中症予防対策マニュアル」及び熱中症予防対策について、点検すべき事項をまとめたリーフレット等、環境省熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツ及び救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

キ 異常時の措置

少しでも本人や周りが異変を感じた際には、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、全身をタオルやスプレー等で濡らして送風したり、あおいで体表面からの水分蒸発を促進すること等により効果的な体温の低減措置に努める。

ク 熱中症予防管理者の業務

- 熱中症予防管理者は、次の業務を行う。
- (ア) 上記ウ(ア)のWBGT値（暑さ指数）の低減対策の実施状況を確認すること。
- (イ) あらかじめ各労働者の熱への順化の状況を確認すること。
- (ウ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調を確認すること。
- (エ) WBGT値（暑さ指数）の測定結果を確認し、その結果に応じ、作業を中止又は中断させること。
- (オ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。

賃金関係の調査にご協力をお願いします

鳥取労働局では、毎年、次の3つの賃金に関する調査を行っています。

① 賃金改定状況調査

賃金改定状況調査は、中央最低賃金審議会における目安審議に資することを目的として、本年と昨年6月分の賃金について改定状況を調査するものです。

② 最低賃金に関する基礎調査

最低賃金に関する基礎調査は、鳥取地方最低賃金審議会における最低賃金の改正審議に資することを目的として、本年6月分の賃金支給状況を調査するものです。

③ 賃金構造基本統計調査

賃金構造基本統計調査は、主要な産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等に明らかにすることを目的として、昭和23年以降実施しており、6月分の賃金支給状況について全国的に調査を行うものです。

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査結果は報告書として公表され、事業場における賃金決定の資料等に広く利用されています。

これらの調査は、個別の事業場の名称が公表されることはありません。また、その調査目的以外には使用することはありません。

調査票が届いた事業場におかれましては、ご協力をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、鳥取労働局労働基準部賃金室(☎0857-29-1705)までお問い合わせください。

「労働時間相談・支援コーナー」の設置について

鳥取労働局では、中小企業・小規模事業者の皆様の働き方改革への取り組みを支えるための「労働時間相談・支援コーナー」を設置します。

コーナーでは、専門の「労働時間相談・支援班」が、次のようなご相談に対応します。

- ① 時間外・休日労働協定(36協定)を含む労働時間制度全般
 - ② 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
 - ③ 長時間労働の削減に向けた取り組み
 - ④ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金
- 受付時間は8:30～17:15(土・日・祝日を除く)となっておりますのでご活用ください。

【コーナー設置場所】

- 鳥取労働基準監督署
鳥取市富安2丁目89-4 ☎ 0857-24-3211
- 米子労働基準監督署
米子市東町124-16 ☎ 0859-34-2231
- 倉吉労働基準監督署
倉吉市駄経寺町2-15 ☎ 0858-22-6274

【平成30年度(第46回)鳥取県産業安全衛生大会】

日 時：平成30年7月4日(水)
場 所：米子市文化ホール メインホール
(米子市末広町293)

主な内容：各災害防止団体等の表彰
事業場からの活動事例発表
特別講演
大会宣言 など

※ 多数の皆様のご参加をお願いします。

着任のご挨拶



鳥取労働局 局長 丸山 陽一

このたび4月1日付けで鳥取労働局長を拝命しました。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方には、日頃から労働行政の円滑な運営につきまして多大なるご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

私は、前職が、外国人技能実習機構東京事務所長であり、平成29年11月に施行した「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に基づく新たな技能実習制度の運用を担当してまいりましたが、このたび鳥取労働局に着任し、労働基準行政にかかわることとなり、さらに気が引き締まる思いであります。皆様から信頼して頂けるよう一層の努力を行ってまいります。

鳥取労働局の今年度の最重点施策であります働き方改革実現のための労働環境の整備と労働生産性向上のための支援につきましては、中小規模事業者が多い鳥取の実情を踏まえながら、関係機関と連携の上で、積極的に進めてまいりたいと考えております。

会員の皆様方におかれましても、引き続きお力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、一般社団法人鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を心より祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。



鳥取労働局
労働基準部長 高橋 秀寿

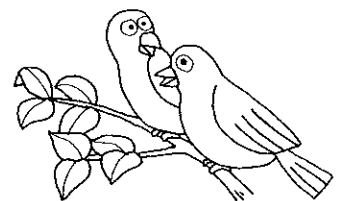
この度、鳥取労働局労働基準部長を拝命した高橋です。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方におかれましては、労働基準行政の運営に当たり、格別のご配慮を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

労働基準部におきましては、今国会において労働基準法改正をはじめとする働き方改革関連法案の審議が予定されていることを踏まえ、労働時間に関する法制度の周知と長時間労働の削減に向けた丁寧な相談・支援の実施、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底そして13次

防を踏まえた労働災害の防止といった事項に重点を置いて取り組むこととしているところであります。

会員の皆様方におかれましても、引き続きお力添えのほどよろしくお願い申し上げます。





鳥取労働局 労働基準部
賃金室長 松村孝也

本年4月1日付けで労働基準部賃金室長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いたします。

賃金室は、最低賃金等、賃金に関することや統計調査などの業務を行っています。

「鳥取県最低賃金」は、平成29年10月6日より23円引き上げられ、時間額「738円」に改定されています。

また、鳥取県内には、2つの特定（産業別）最低賃金があり、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」が時間額「774円」（平成30年1月11日発効）、「各種商品小売業」が時間額「718円」（平成28年12月17日発効）と定められています。また、「各種商品小売業」については、平成29年10月6日より「鳥取県最低賃金738円」が適用されています。

賃金は、労働者にとって大変重要な問題であり、これらの最低賃金について広く周知を進めてまいります。また、5月から8月までの間は、事業者の皆様へ賃金等の統計調査をお願いする時期でございますので、調査依頼が届いた際には、どうかご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、一般社団法人鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様のご健勝を祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。



鳥取労働局
雇用環境・均等室長 周藤明美

4月1日付けで鳥取労働局雇用環境・均等室長を拝命いたしました。

鳥取での勤務は3年ぶりとなります。

さて、少子高齢化により人材不足が懸念される中、女性の活躍がこれまで以上に期待されています。鳥取県は妊娠・出産・育児期を通じて働き続ける女性が多い県ですが、女性の活躍を一層推進するためには、仕事と家庭の両立支援だけでなく、長時間労働の削減、非正規雇用労働者の処遇改善、多様な働き方の実現等働き方改革の実現が不可欠です。

雇用環境・均等室では、法の履行確保に努めるとともに、働き方改革の実現に向けた様々な支援を行うこととしております。

会員の皆様におかれましては、引き続き、雇用環境・均等行政の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

東部支部だより

平成30年度定期会員会議を開催しました

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部の平成30年度定期会員会議を平成30年4月23日午後3時から鳥取市末広温泉町556の白兔会館で、鳥取労働局から周藤雇用環境・均等室長、宮崎監督課長、仲濱健康安全課長、鳥取労働基準監督署から木村署長を来賓にお迎えし、委任状提出を含めて327名のご出席により、開催いたしました。

会議では、平成29年度の事業報告および決算報告、平成30年度事業計画および予算案等の提出議題について原案のとおり承認されました。

平成29年度決算書（経常収益）単位：円（以下、同じ）

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
会 費 収 入	3,600,000	3,655,875	55,875
事 業 収 益	9,140,000	9,664,542	524,542
雑 収 益	400,200	593,217	193,017
当 期 収 入 計	13,140,200	13,913,634	773,434
前 期 繰 越 金	6,693,265	6,693,265	0
収 益 合 計	19,833,465	20,606,899	773,434

平成29年度決算書（経常費用）

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
事 業 費	14,124,200	13,416,154	-708,046
管 理 費	1,239,350	1,149,924	-89,426
予 備 費	4,469,915	0	-4,469,915
経 常 費 用 計	19,833,465	14,566,078	-5,267,387
収 支 差 額	0	6,040,821	6,040,821

平成30年度予算書（経常収益）

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 異
会 費 収 入	3,600,000	3,600,000	0
事 業 収 入	9,200,000	9,140,000	60,000
雑 収 益	500,100	400,200	99,900
当 期 収 入 計	13,300,100	13,140,200	159,900
前 期 繰 越 額	6,040,821	6,693,265	-652,444
収 益 合 計	193,340,921	19,833,465	-492,544

平成30年度予算書（経常費用）

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 異
事 業 費	14,156,000	14,124,200	31,800
管 理 費	1,168,000	1,239,350	-71,350
予 備 費	4,016,921	4,469,915	-452,994
経 常 費 用 計	19,340,921	19,833,465	-492,544

平成30年度も、東部支部の事業計画に沿って業務を推進してまいります。加えて、支部会員様へのサービス充実につながる業務を模索してまいりますので、これまでも増して会員の皆様のご支援、ご意見、ご指導などをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

支部新役員等を紹介します

平成30年4月23日に開催された（一社）鳥取県労働基準協会東部支部の平成30年度定期会員会議において、新たに今後2年間の役員が選出されました。その後、新役員の互選により支部長が選出され、支部長から2名の副支部長が指名されました。新たな東部支部役員体制は以下のとおりです。（敬称を省略させていただきます。）

- 支部長 竹中由紀夫 大和建設株式会社
- 副支部長 馬場 進 日ノ丸自動車株式会社
- 副支部長 福田 智博 株式会社鳥取銀行
- 幹事 原田 昌 株式会社コクヨMVP
- 幹事 花原 秀明 三洋製紙株式会社

（次頁につづく）

(前頁のにつぎ)

幹事 清水 浩司 株式会社清水
 幹事 鈴木 周一 中国電力株式会社鳥取支社
 幹事 林 英史 鳥取旭工業株式会社
 幹事 藏増 篤志 鳥取信用金庫
 幹事 中本 孝 日本通運株式会社鳥取支店
 幹事 藤原 正 株式会社藤原組
 幹事 岡田幸一郎 やまこう建設株式会社
 幹事 山下 雅史 株式会社吉谷機械製作所
 監事 奥田 倫工 大鳥機工株式会社
 監事 元田 亨 気高電機株式会社
 また、同会議の中で今後2年間の各専門部会委員が支
 部長から任命されました。

(敬称を省略させていただきます。)

労務管理部会

委員 涌本 知彦 因伯通運株式会社
 委員 山根 利庸 グッドヒル株式会社
 委員 松村 政宏 三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社
 委員 青木 嘉人 株式会社大真空鳥取事業所
 委員 鈴木 周一 中国電力株式会社鳥取支社
 委員 千村 太 株式会社鳥取銀行
 委員 木村江美子 鳥取信用金庫
 委員 安東 潔 日ノ丸自動車株式会社
 委員 西垣 研司 日ノ丸西濃運輸株式会社

産業安全部会

委員 奥田 倫工 大鳥機工株式会社
 委員 元田 亨 気高電機株式会社
 委員 松浦 隆 大同端子製造株式会社
 委員 坂本 顕 大和建設株式会社
 委員 栗林 修二 株式会社鳥取最上インクス
 委員 中本 孝 日本通運株式会社鳥取支店
 委員 福嶋 明子 松田安鐵工所
 委員 鶴石 健治 やまこう建設株式会社

労働衛生部会

委員 野澤 操 FDK株式会社鳥取工場
 委員 山本まゆみ 株式会社コクヨMVP
 委員 花原 秀明 三洋製紙株式会社
 委員 須崎 康宏 ダイヘン産業機器株式会社
 委員 林 英史 鳥取旭工業株式会社
 委員 神谷陽一郎 トミタ電機株式会社
 委員 山下 雅史 株式会社吉谷機械製作所

産業において減少目標を大きく上回ってしまい、達成できませんでした。特に重点業種として取り組んだ下記表中の小売業等（林業を除き）においても達成することはできませんでした。

	平成24年	米子監督署管内での目標数値	平成29年の死傷者数(確定値)
全産業	217人	左の15%以上減少 184人	< 254人
小売業	22	左の20%以上減少 17	< 34
社会福祉施設	12	左の10%以上減少 10	< 22
飲食店	6	左の25%以上減少 4	< 11
林業	14	左の15%以上減少 11	> 8
陸上貨物運送業	20	左の15%以上減少 17	< 33
製造業	58	左の15%以上減少 49	> 48

3月19日に公示された国の13次防（2018～2022年度）では、

〔死亡災害〕

全産業の死亡者数を、平成29年（2017年）と比較して、2022年までに15%以上減少

特に重点業種として建設業、製造業、林業での死亡者数を、2017年と比較して、2022年までに15%以上減少〔死傷災害〕（休業4日以上の労働災害）

全産業の死傷者数を、2017年と比較して、2022年までに5%以上減少

陸上貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店での死傷災害を、2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少などを目標としています。

米子監督署では13次防での米子監督署管内の労働災害の減少目標等を定めて、お知らせすることにしてあります。会員の皆様、12次防での取り組みを踏まえ、この13次防の目標を参考に、各事業場での取り組みを検討の上、今後とも、自主的な安全衛生活動を推進していただきますようお願いいたします。

なお、2月末現在の米子監督署管内の労働災害（休業4日以上）は、一昨年に比べ、倍以上増加した昨年（37人）と同程度の38人となっています。

平成29年（確定）は254人と、平成28年（225人）に比べ、29人増加しました。

より一層、安全「見える化」運動等、労働災害ゼロを目指して活動していただきますよう重ねてお願いいたします。

平成30年度西部支部定期会員会議を開催

平成30年度西部支部定期会員会議を4月25日（水）に、ANAクラウンプラザホテル米子にて開催いたしました。

来賓として、労働局から高橋労働基準部長・周藤雇用環境・均等室長並びに森下米子監督署長をお迎えして開催いたしました。

当日は、永東支部長の挨拶、来賓を代表して高橋部長と森下署長のお二人からご祝辞をいただいた後、永東支部長を議長に選出して、「平成29年度事業報告・収支決算」、監査報告、「平成30年度事業計画（案）・収支予算（案）」が審議され、いずれも原案のとおり可決承認されました。

なお、「役員改選」については執行部より提出された（案）について審議され選出承認されました。

会議終了後、周藤雇用環境・均等室長より「働き方改革推進のための中小企業支援策等について」講演いた

(次頁につづく)

西部支部だより

12次防から13次防に

米子労働基準監督署

12次防（第12次労働災害防止計画）が昨年度（平成29年度、2017年度）で終了し、今年度（2018年度）から13次防（第13次労働災害防止計画）が始まっています。

12次防（平成25～29年）では、皆様には積極的に取り組んでいただき、米子監督署管内での死亡災害は、全産業では減少目標を達成しましたが、建設業では残念ながら減少目標を達成することができませんでした。

	平成20～24年の死亡者数	米子監督署管内での目標数値	平成25～29年の死亡者数(確定値)
全産業	18人	左の15%以上減少 15人	> 5人
建設業	2	左の20%以上減少 1	< 4

死傷災害（休業4日以上の労働災害）については、全

(前頁のにつづき)

き、定期会員会議を終了しました。(決算並びに予算の概要は別表のとおり。)

(経常収益) 平成29年度決算書

科 目	予算額	決算額	差 異
会 費 収 入	4,000,000	4,041,000	41,000
事 業 収 益	11,640,000	13,978,931	2,338,931
雑 収 益	450,300	288,190	△162,110
当期収入合計	16,090,300	18,308,121	2,217,821
前期繰越金	7,558,640	7,558,640	0
収 益 合 計	23,648,940	25,866,761	2,217,821

(経常費用)

科 目	予算額	決算額	差 異
事 業 費	14,859,226	16,230,064	1,370,838
管 理 費	1,275,414	1,319,563	44,149
予 備 費	7,514,300	0	△7,514,070
経常費用計	23,648,940	17,549,627	6,099,083
収 支 差 額		8,317,134	

(経常収益) 平成30年度予算書

科 目	予算額	前年度予算額	差 異
会 費 収 入	4,050,000	4,000,000	50,000
事 業 収 益	13,650,000	11,640,000	2,010,000
雑 収 益	400,300	450,300	△50,000
当期収入合計	18,100,300	16,090,300	2,010,000
前期繰越金	8,317,134	7,558,640	758,494
収 益 合 計	26,417,434	23,648,940	2,768,494

(経常費用)

科 目	予算額	前年度予算額	差 異
事 業 費	16,248,380	14,859,226	1,389,154
管 理 費	1,562,880	1,275,414	287,466
予 備 費	8,606,174	7,514,300	1,091,874
経常費用合計	26,417,434	23,648,940	2,768,494

基づく措置の徹底を図ることが重要です。

製造業では、「はさまれ・巻き込まれ」は、①囲い、覆いなど安全対策に不備があった、②そうじ、調整等の作業時、機械を停止しなかった、ことから発生しており、①囲い、覆い等の安全装置の設置・有効保持、②機械停止の徹底(突発的なトラブル処理作業時の安全確保)を図ることが重要です。

転倒災害は、保健衛生業だけではなく、全産業で発生しています。いつでも、どこでも、誰にでも発生する身近な災害なため軽視されがちですが、骨折など重傷となることが少なくありません。転倒にあった19人のうち、16人が女性で、そのうち12月～3月の間に12人が被災したという状況があります。冬場で道が凍結する際は、履物を滑りにくいものにかえるだけでもかなりの労働災害を防止できる可能性があると思われます。

このほか、いつも行っている作業だから大丈夫だろうという油断から発生している災害も多いようです。普段行っている作業についても、再点検し、今年度も労働災害ゼロの目標を達成しましょう。

中部支部 定期会員会議を開催

4月20日(金)、倉吉シティホテルにおいて定期会員会議を開催しました。

来賓として、鳥取労働局から高橋労働基準部長と周藤雇用環境・均等室長並びに今井倉吉労働基準監督署長をお迎えして、盛大に開催されました。

議長に鳥取県天神川流域下水道公社の高橋氏を選出して、次の議案について審議し、いずれも異議なく承認されました。

- ① 平成29年度事業報告及び収支決算
- ② 平成30年度事業計画(案)及び収支予算(案)
- ③ 役員改選について

また、会議の終了後、周藤雇用環境・均等室長から当面の行政課題について説明を受けました。

平成29年度 収支決算書

(経常収益)

科 目	予算額	決算額
会 費 収 入	3,000,000	2,997,892
事 業 収 益	6,650,000	6,877,337
雑 収 益	200,000	297,336
当期収入合計	9,850,000	10,172,565

(経常費用)

科 目	予算額	決算額
事 業 費	8,964,000	8,927,217
管 理 費	728,000	698,831
当期費用合計	9,692,000	9,626,048

平成30年度 収支予算(案)

(経常収益)

科 目	30年度予算額	29年度予算額
会 費 収 入	2,980,000	3,000,000
事 業 収 益	6,830,000	6,650,000
雑 収 益	210,000	200,000
当期収入合計	10,020,000	9,850,000

(経常費用)

科 目	30年度予算額	29年度予算額
事 業 費	8,976,000	8,964,000
管 理 費	716,000	728,000
当期費用合計	9,692,000	9,692,000

中部支部だより

平成29年の中部地区の労働災害発生状況について

平成29年の中部地区の労働災害は、全産業で、死亡災害は0件(平成28年は1件)、休業4日以上死傷者数は80人(平成28年より10人、11.1%減少)となりました。

平成29年の労働災害の特徴と労働災害防止の留意点について倉吉労働基準監督署より説明を受けました

発生状況を業種別で見ますと、建設業(28人)、製造業(13人)、保健衛生業(13人)の順に多く、建設業での発生が際立って多くなりました。なお、鳥取県中部地震の災害復旧工事関連での労働災害は5人でした。

発生状況を事故の型別で見ると、転倒(19人)、墜落・転落(15人)、はさまれ・巻き込まれ(14人)の順で多く、この3つの事故の型で、全体の約6割を占めました。

業種と事故の型の関係で見ると、多い順に、建設業では「墜落・転落」が10人、製造業では「はさまれ・巻き込まれ」が6人、保健衛生業では「転倒」が7人でした。

各業種で多く発生する事故の型が異なるので、それぞれの業種で異なった災害防止対策を考える必要があります。

建設業では、墜落・転落災害のうち、安衛則に基づく措置を講じていなかったものが多数であることから、高さが2メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行う場合は、足場を組み立てる等の方法により作業床を設ける、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等、安衛則に

特別教育、講習等の開催ご案内

中部支部では、次のとおり特別教育・講習等を予定しておりますので、多数の方の受講をお待ちしております。

- ① 「安全衛生推進者養成講習」
5月24日(木)、25日(金)(2日間)
- ② 「巻き上げ機運転業務特別教育」
(学科) 6月6日(水)
(実技) 6月7日(木)
- ③ 「安全管理者等安全担当者研修」
6月22日(金)

申込・問合せ先

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

電話：0858-22-9054